

本船引揚げ決定後の荷揚げ許可は引揚げ権を消滅させる？

White Rosebay Shipping SA v. Hong Kong Chain Glory Shipping Ltd. ([2013] EWHC1355 (Comm))

【事案】

“FORTUNE PLUM”（本船）は、NYPE修正書式を用いた定期傭船契約に基づき傭船に出された。傭船料は、1日当たりUS\$17,700であり、本船がdeliveryされた2010年7月23日以降、毎月23日が支払い期限であった。同月から2011年3月まで、数日から1週間程度の遅れはあっても、傭船料は支払われた。ところが、同年4月以降、長期にわたり支払いが遅れるようになったので、船主は、同年9月22日、再傭船者に対して再傭船料にリーエン行使する旨を通知し、US\$138,097.29を再傭船者から回収した。さらに、船主は、同月27日、傭船者に対して、同月23日が支払い期限の傭船料の支払いを求め、3日以内に支払わない場合、本船を引き揚げる旨通知した。同月29日、傭船者は、1カ月分の傭船料を1週間以内に、残金を同年10月末までに支払うと約束した。

船主は、傭船者が再傭船者に対して傭船料の未払い問題はもう存在しないという趣旨の発言をしたことを知り、船長に貨物荷揚げのための入港をしないように指示した。同年10月4日、US\$529,373.75が支払われたので、船主は本船の引揚げを行わない旨の発言をした。しかし、船主は、その後も傭船料の支払いがなかったので、21日以内（11月4日まで）に支払いがされない場合には清算手続きを開始する権利を与えるstatutory demandを行うも、傭船者からは回答がなかった。船主は、同月21日に、8月23日、9月23日、10月23日を支払期限とする傭船料について合計US\$1,533,861.37の請求書を発行し、同月24日、3営業日以内に支払われなければ、本船を引き揚げる旨の通知をした。しかし、船主は、傭船契約を終了すると脅せば、傭船者は未払い傭船料を支払うと考え、本船を引き揚げなかつた。

船主は、同年11月1日、再傭船契約が改訂され、再傭船料に対するリーエン行使する船主の権利が削除されたことを知った。同月4日、再傭船者は、船主に対してUS\$187,000を支払ったが、同月7日、statutory demandで求めていた支払いがなされなかつたため、船主は傭船者がこれ以上の支払いをすることはないとの結論に達した。同月9日、本船はBayuquanにて投錨し、NORを出した。同月11日、傭船者は、船長に対し、Bayuquanを出港し香港に向かうように指示したが、同月12日、船主は、船長に対し、傭船契約が終了するので、Bayuquanを出港後は、適当な場所で

次の指示を待つよう指示した。船長は、傭船者にその旨を伝えて傭船料を直ちに支払うよう求めたところ、傭船者は、本船が香港に向かわなければoff-hireになると回答するのみで、傭船料支払いについて何らの申し出もしなかつた。同月14日、Bayuquanでの荷揚げ完了後、船主は本船を引き揚げた。

仲裁廷は、船主が11月7日に傭船者は傭船料をこれ以上支払うことではないと判断したことは合理的であり、また同月11日までの期間は、本船を引揚げるか否かを検討するための合理的期間であるとし、さらに荷役作業に要する費用の負担を免れるため傭船者に荷役作業を許可したことは理解できるが、荷役作業のために同日以降も本船を傭船者に提供したことは、船主による傭船契約の継続を是認したものであるとして、同月14日の本船引揚げは、船主の傭船契約の履行拒絶であると判断した。そこで、船主は高等法院に上訴した([2013] EWHC1355 (Comm))。

【判決】

仲裁廷は、本船引揚げを検討する合理的期間の満了後、船主は直ちに本船を引揚げなければならないと判断したわけではない。また、傭船契約に基づき傭船者に貨物の荷揚げを許可したことが傭船契約の継続を是認したことになるとした仲裁廷の判断に法の適用の誤りはない。しかし、傭船契約の是認によって、それ以前の履行拒絶を理由にする本船の引揚げは許されなくなるとしても、その後も傭船者の履行拒絶が継続する場合には、船主は、新たな履行拒絶としてそれを受け入れて本船を引揚げることは認められる。したがって、11月14日まで傭船者の履行拒絶が継続していた場合には、船主の本船引揚げは正当となるが、仲裁廷はこの点について事実を確認していなかつたとして、本件を仲裁廷に差し戻した。

【コメント】

傭船者が定期傭船契約に基づく傭船料の支払いをしない場合、船主は本船を引揚げる、すなわち傭船契約を解約することができる旨の条項が設けられているのが通常であろう。傭船契約を解約するか否かを検討するために合理的な期間を越えても本船引揚げを実行せず、傭船者に船舶の使用を許可してしまうと、その時点以降に傭船者の履行拒絶が存在しなければ、引揚げは違法とされることになる。本船引揚げを検討する場合、この点注意を要する。

（了）